



日本記者クラブ
研究会「ドイツの戦後和解」②イスラエル・ユダヤ人社会との和解

両者が実をとり現実的な判断を繰り返し達成された

武井彩佳 学習院女子大学准教授

2015年4月22日

ドイツとユダヤ人の和解が成功したのは、次の3点に要約できるという。

- ① ドイツが全面的にナチズムの否定とホロコーストへの責任を受け入れた
- ② 冷戦構造の中、和解の方向性が双方のニーズに合致した
- ③ ドイツ国内のユダヤ人への配慮が戦後ドイツのアイデンティティそのものになった

日本では和解が、どちらかが努力しなくてはいけないとか、延々と謝罪を述べなくてはいけないとかの精神論になりがちだが、本来は、ウィン・ウインの関係につながるものではないだろうか、とも述べた。

司会：杉田弘毅 日本記者クラブ企画委員（共同通信）

YouTube 日本記者クラブチャンネル

<https://www.youtube.com/watch?v=LbPJctzhgSQ>

©公益社団法人 日本記者クラブ

司会・杉田弘毅企画委員(共同通信) 本日は、シリーズ研究会「ドイツの戦後和解」の第2回目です。テーマは「イスラエル・ユダヤ人社会との和解」、講師は学習院女子大学の武井彩佳・准教授です。

武井先生は、10年ほど前に『戦後ドイツのユダヤ人』というご本を出されています。この本から経歴をご紹介させていただきます。早稲田大学を卒業後、早稲田大学大学院の西洋史専攻で修士課程を修了されて、その後アメリカ・オレゴン大学や、ドイツ・ベルリン工科大学に留学されて、そしてイスラエル・テルアビブ大学の客員研究員も経験されています。早稲田大学から博士号を取得されています。専攻はドイツ現代史及びユダヤ史ということです。

皆さんの手元にパワーポイントの資料があるかと思いますが、これに沿ってのお話ということです。1時間ほどお話をいただいて、その後30分程度質疑応答の時間を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。申しおくれましたが、私は当クラブの企画委員の共同通信編集委員の杉田です。それでは、よろしく願いいたします。

武井彩佳 学習院女子大学准教授 ありがとうございます。武井です。

前回石田先生がかなり大きな見取り図を示していただいていると思いますので、きょうは各論ということで、私は、ドイツとユダヤの和解という絞ったテーマでお話しさせていただきます。

日本との比較というのはかなり困難だとは思いますが、日本の戦後70年を考えると、趣旨から、比較への視野を持たせつつ、和解について考えようということです。

日本人は、ドイツの過去への取り組みに対して、大体3つぐらいの反応を示してきたのではないかと思います。最初は、80年代から90年代によくみられたドイツモデル論と

いいですか、「ドイツは偉い」的な解釈だと思います。

2つ目が、これが近年の政府の姿勢なんだと思いますが、もともと歴史的な背景が違うから比較すること自体に意味がない、という比較不可能論による拒否ですね。

3つ目が、例えば、ドイツにも慰安婦制度があったとか言って、簡単に言えば、日本を相対化するという対応だったと思います。

私はこういったもの全てから、ある意味で距離を置いているつもりです。現実路線論といいですか、リスクヘッジ論と呼んでいいのかもしれないですけども、多少、新しい見方ではあるのかなというふうに考えています。

まず、きょうの報告の出発点を確認したいと思います。それは、現在、ドイツ人とユダヤ人の関係はおおむね良好であるという事実です。これは、特にドイツとイスラエルという国家レベルでの関係についても当てはまるものです。

例えば、メルケル首相ですけども、2008年に、イスラエルの建国の60周年だったわけですが、このとき、イスラエルの国会であるクネセットで、外国の首相としては初めて、かつ、ドイツ語で演説しています。

イスラエルの安全保障：ドイツの国是

このとき何と言ったかといいますと、ドイツとイスラエルの関係というのは唯一無比である。かつ、イスラエルの安全保障はドイツの国是——Staatsräson という言葉を使っているんですけども——である、と言っているわけです。ある国のトップが、特定の国の安全が自分の国の国是であるというような発言をするというのは、かなり異例だと思います。

これはもちろん、彼女の言葉を額面どおりにとつてはいけない。もし戦争になって、イスラエルが攻撃を受けて戦争になったら、ド

イツ軍が展開されるかということ、そういうことは意味してはいません。しかし、ホロコーストが原因でイスラエルが建国された、こういう歴史的背景からすると、ドイツはイスラエルの安全保障に対して一定の責任を持つという意味だと思えます。

しかし、歴史を振り返りますと、戦争が終わったとき、ドイツとユダヤの和解が可能であるというふうに考えた人は、多分ほとんどいなかったと思えます。70年後、かつての加害者と犠牲者が手を携えてホロコーストの記憶の継承というものを語る、こういったイメージは、ある意味、歴史的な不正が克服可能であるというメッセージになっていると思えます。

この関係が良いという現実の認識からスタートしますと、必然的にわれわれが問わないといけないのは、なぜドイツとユダヤの和解はうまくいったんだろうか、という問いがあります。どういった要素が和解を可能としたのか。これをみていくことが、日本との場合の違いといったものを明らかにするだろうと考えます。

出発点が明らかになったところで、きょうの報告の流れをお示ししますと、ドイツとユダヤの和解というのは、2方面において考える必要があります。1つは、ドイツとイスラエルの関係です。もう1つが、ドイツ国内のユダヤ人マイノリティとの関係です。この2つは互いに関係してしまっていて、非常に単純化した図式を示しますと、ドイツとイスラエルの関係修復というより、関係構築が比較的うまくいった。この事実が世界的な規模でドイツとユダヤの関係を改善させた。世界的な規模というのは、言外に意味するのは、アメリカのユダヤ人社会ということですが。

こうした全体的な改善が、ドイツ社会におけるユダヤ人マイノリティとの共存関係を牽引していったのではないかと、こういうふうに見ることができると思えます。ですので、きょうは、ドイツとイスラエルの関係を最初にみた後で、ドイツ国内へと移りたいと思えます。

一点、お断りしておくのは、きょうの報告で「ドイツ」と言う場合は、これは連邦共和国のことでして、統一前は西ドイツに限定されています。なぜかといいますと、東ドイツという国には、ほとんどユダヤ人がおりませんでしたし、西ドイツがしたような補償というのは行っておりませんので、イスラエルと国交もありませんでした。ですので、「ドイツ」と言うと西ドイツのこととご了承ください。

独・イスラエル関係：国交樹立前から補償、軍事協力始まる

では、まずドイツとイスラエルの国家関係ですが、両国の間に国交が樹立されるのは1965年です。したがって、ことしは実は国交樹立の50周年です。終戦から20年たって、ようやく国交が樹立されるわけです。ただし、資料の年表をみていただければわかりますように、両者の関係というのは、国交ができる前から始まっています。これは、2局面で進められます。1つは補償です。2つ目が軍事協力です。

1つ目の補償からみていきますと、やり和解の出発点というのは、明らかにドイツが対イスラエル補償を決めたことにあります。ある意味、補償というのは、ドイツが国際社会に受け入れられるための必要条件であったわけで、これをなしで済ますという選択肢は当時なかったと思えます。

年表で、52年9月のルクセンブルク補償協定を前後する時期をみていただきたいんですけども、ユダヤ人の代表が補償を求める文書を、東西ドイツに送ったのが、1951年の3月です。これに対してアデナウアーが議会で補償への意思を示したのが同年の9月になります。この51年の後半から52年、そして53年に入る時期というのは、実はドイツは、国家の将来を左右するような国際的な取り決めに関する交渉が幾つも続いていた時期でした。

例えば、1952年のドイツ条約です。これは連合軍の占領状態を終結させて、ドイツが主権を回復するためのものです。このドイツの主権回復というのは、ドイツの再軍備とセットになっていまして、当時は、ドイツを含めたヨーロッパ防衛共同体（European Defence Community）、つまりヨーロッパの軍隊ですけれども、これをつくろうという構想があったわけです。結局、この案はフランス議会の反対で潰れてしまって、ドイツの正式な主権回復は55年までおくれました。ただ、55年に主権回復したときに、同時にNATOに参加する、こういう流れになっています。

1950年代というのは、まさに冷戦たけなわの時期ですから、ドイツを軍事的に西側に組み込む、これはアメリカなどにとっても非常に重要なわけです。こういう流れがあるわけですけれども、これに対して留保をつける、反対するという人々が、大抵犠牲者の集団であったわけです。もしくは犠牲者であると自ら位置づけている国家です。代表的には、まずユダヤ人という集団ですし、ほかにはフランスなど、ドイツの占領に苦しんだと考えている国家が、ドイツの復権に反対するわけです。

ユダヤ人の場合ですと、イスラエルは当然ドイツの復権に大反対しまして、世界中のユダヤ人社会からもドイツのリハビリに反対する声が出るわけです。例えば、世界ユダヤ人会議（World Jewish Congress）という名前のNGO、政治的なNGOですが、アメリカを中心に活動します。こういった国際的なユダヤ人の団体は、ドイツというのは非ナチ化に失敗していると主張する。1950年代は、ドイツでユダヤ人の墓荒らしがずっと続いて、墓石が倒されることがしょっちゅうあるんですけれども、こういったものなくならないから、ドイツは国際社会に迎え入れられるべきではない、というふうに言うわけです。

ご存じのように、アメリカ政府は、その中枢にユダヤ系の人がかかりおりますので、こういった声は実際に大統領のところまで上

がっていきます。ドイツはこういう状況の中で、やはりユダヤ人を懐柔する必要性がどうしてもあるわけです。

同じ時期ですが、1953年の初頭に、ロンドン債務協定が結ばれます。これは第一次大戦以降のドイツの対外債務の額を決める会議でして、もちろんドイツとしては借金を小さく抑えたいわけです。この債務会議の交渉は、より明白にユダヤ人の補償と関連しています。なぜかといいますと、ユダヤ人に巨額の補償をすることになると、ドイツの対外債務の履行が滞るという議論です。

したがって、ユダヤ人に対する補償協定が結ばれる1952年9月の前後というのは、ドイツがまず主権を回復し、かつ再軍備し、かつ対外債務についても合意する。ある意味ではドイツの経済的な復権ですね、こういうものが全てかかっている非常に重要な時期であったということが言えます。

ここで、全てこれを何とかうまくまとめるためには、ドイツが国際社会の一員に値するというふうに示すことが重要でした。つまりは、まずユダヤ人との補償を合意して、世界に対して誠意を示す必要があったと言えます。したがって、対イスラエル補償というのは、ドイツが当時の国際情勢を勘案したときに、利益が大きいというふうに判断されたからであるということができます。

よく指摘されることですが、ドイツ国内では、実はユダヤ人に対する補償というのは全然支持がなくて、与党の政治家の間でも反対が多数でした。これは国内法をつくるために批准する際にも、野党であるSPD（社会民主党）の賛成がなければ成立しなかったわけです。

かといって、例えばアデナウアーであるとか、クルト・シューマッハーであるとか、建国の政治家たち、彼らの中にユダヤ人に対する罪を償うという意思があったということは否定はしないです。しかし、協定に至る際の判断基準というのは、やはり現実政治における利益という側面が強かったと思います。

実際に、現実政治の利益ということがよくわかるのは、例えば、東ドイツはイスラエルに対して全く補償していません。これは、ある意味では東ドイツは補償を行わずに済んだからです。東ドイツはその共産圏にも組み込まれ、ソ連の軍事的な後ろ盾もあるということで、補償する政治的な、ある意味で必要性というのがなかったということが言えます。

つまり、ドイツの補償への動機というのは、リアルポリティクスであったわけですが、その補償を受ける側のイスラエルの姿勢というのも、実はドイツ以上に非常に現実的です。

当然のことながら、当時のイスラエルでは、ドイツに対する嫌悪感が非常に強くて、ドイツとのいかなる交渉も拒否するというような人がたくさんいるわけです。つまり、彼らは血のついた金をもらおうというのは、死者に対する冒瀆であると主張するわけです。だから、実際に補償交渉が始まると、反対するユダヤ人によるテロが起こったり、非常に強い反対がある。

当時の首相はベン・グリオンですが、彼はこうした国内の反対を押し切るわけです。当時のイスラエルは建国されたばかりで、世界中からユダヤ難民が流れ込んできますので、とにかく経済的に逼迫しています。そのうえ、建国と同時に戦争状態ですから、国家の存続のためにも、とにかく金が要る。こういう状況の中で、補償をドイツに対して要求しないという選択肢もなかったわけです。

ルクセンブルク協定：国家賠償と同じ

ルクセンブルク協定というのは、実態としては国家賠償です。補償条約というと、個人補償がなされたのかなというようなイメージを持ちますけれども、これは国家賠償と同じです。ですので、犠牲者本人に直接お金が行くような形ではありません。戦後の賠償というのは、通常、被害を受けた国家の経済的

な復興のために、物資とか労務による支払いがなされるのが普通ですけれども、イスラエルもドイツから、30億マルク分ですが、物資による支払いという形で受けます。

物資ですので、イスラエルはインフラ形成のために必要な鉄鋼であるとか、機械、石油を買います——石油は、ドイツは産油国ではありませんので、実はイギリスから買い、イギリスから買ったものに対してドイツが払うということです。これをイスラエルは輸入する。ただ、支払いをするのは全てドイツが、ドイツ国内の企業に払うという形になります。

逆に言えば、イスラエルがドイツで物資を購入するという事は、ドイツ経済においては、需要が生まれるということになります。その支払いというのは税金ですから、ある意味で、これは一種の公共事業なわけです。実際にドイツは、補償支払いを自国の経済の復興のテコ入れにするわけです。

例えば、経済的に脆弱な州から買ってくれというふうにイスラエル側に要請する。例えば、東ドイツと境になっているので物流が滞っている州であるとか、特にこれといった産業がない州、こういったところで買ってくれというふうに頼むのです。

つまり、戦後処理を、賠償する側と、される側の双方の経済発展のために利用するという事は、ある意味、日本がアジア諸国に対して行った賠償のあり方と非常に似ているわけです。例えば、日本製品の長期的な市場開拓に賠償が役立ったのと同じで、かつ、日本の賠償が、アジアの経済復興には役には立っけれども、個々の犠牲者にはほとんど届かなかったという点も、実は、ドイツとイスラエルの間の補償と同じなのです。

イスラエルは結局、ドイツからの補償によって国内の道路を整備したり送電網を敷いたりですとか、インフラ形成につき込むわけです。したがって、国民の生活の質というのは明らかに向上しますが、これがホロコースト犠牲者の直接の援助になったかという点、

必ずしもそうとは言えない。インフラの利益を受けるとするのは国民全体ですけれども、1950年代のイスラエルにおいてホロコースト生存者というのは、どれぐらいいたのかといいますと、大体4人に1人ぐらいの割合です。

ただ、誤解がないようにつけ加えておきますと、国家賠償としてのルクセンブルク協定というのは、個人にとってはあまり利益がないのですが、この後ドイツは、国内法制で個人への補償を始めますので、56年以降ですけれども、こちらは直接犠牲者のもとに現金として届くようになります。

ドイツの軍事協力が関係改善に寄与

補償というのは、物的な次元でイスラエルの国家の建設を後押しするわけですが、ドイツとイスラエルの関係改善により重要であったのは、実はドイツによる軍事協力だと思います。これは、ドイツがユダヤ人の命を守るという非常にシンボリックな意味があるからです。

ドイツによるイスラエルへの軍事協力というのは、1957年以降に始まりまして、最初は完全に無償ですけれども、武器供与を中心として、現在まで続いております。近年、ドイツによるイスラエルへの潜水艦の売却が時々問題視されていますが、これもその一環なわけです。

ここで再度、両国の国交が1965年までなかったということを思い出していただきたいわけですが、武器供与自体は57年から始まっていますので、これは国交不在の軍事協力ということになります。

さらに言いますと、これはドイツ国内の議会では全く承認を得ていない秘密裏の武器供与です。では、どうしてこんなことが可能なかということです。イスラエルは建国当初から戦争状態にありますので、武器を必要としているわけです。しかし、国際的に紛争地域への武器輸出というのは、大抵禁じられ

ていますので、安定的な武器の供給源がない。

現在のイスラエルの防衛というと、すぐアメリカが浮かんできます。ただし、当時はアメリカはイスラエルに対してほとんど武器を売っていません。アメリカの大々的な関与が始まるのは、ケネディ政権以降です。では当時イスラエルはどこから武器を調達するかというと、主にフランスです。ただし、フランスというのはやはりアラブ諸国との関係がありまして、アルジェリアの独立等もありますので、途中で完全に方向転換をしまして、イスラエルに対して武器を売らなくなります。

こういう状況があるので、イスラエルとしてはどこかに安定的な供給源を求めるわけです。ここで、ドイツという選択肢があらわれてくるわけです。ドイツというのは、イスラエルを助けないといけない理由があるからです。

ドイツの悪夢というのは、イスラエルが周辺国家との戦争に負けてしまって、第2のホロコーストが起こるということにあります。ですから、イスラエルから武器を求められたら、もうそもそも断るという選択肢はない。イスラエル前大統領のシモン・ペレスとバイエルンの保守政治家で、アデナウアー政権では防衛大臣を務めておりましたフランツ・ヨーゼフ・シュトラウスという、この2人が中心となってイスラエルへの有償もしくは無償の武器供与が始まっていきます。

これは、機関銃などの小規模なものだけではなくて、対空砲であるとか、対戦車砲とか、かなり大きいものも、戦車まで含まれます。戦車みたいな大きなものをどうやって秘密裏に輸出するのかということですが、これはペレスの回顧録を読むと、いろいろおもしろいことが書いてあります。一度輸送中にトンネルを通ったら、戦車のカブトムシの角みたいな部分がひっかかってしまって出られなくなって、人がワラワラと寄ってきて大変なことになったというような記述があります。いろんな隠ぺい工作をしたようです。最初はまだ少し小規模なものだったので、ドイツ国

内のアメリカの基地から送っていたようです。

同時に、こういった軍事協力は、明らかに冷戦を背景としています。といいますのも、中東の紛争というのは、東西冷戦の代理戦争でもあるわけで、アラブ諸国は、主に、ソ連の武器を使っているわけです。したがって、イスラエルが例えばエジプトとの戦争で、ソ連の最新兵器を捕獲したということになりますと、これはヨーロッパで冷戦の最前線にあるドイツにとっては、非常に重要な情報をもたらすということになります。

さきに述べましたように、ドイツは 1955 年に NATO に加わっています。ある意味ではドイツの再軍備があったのでイスラエルへの軍事協力が可能になっていることができます。軍事協力があるということは、当然、両国の間に諜報活動における協力というのがあります。きょうは深く取り上げることにはしませんけれども、モサド (Mossad) とドイツの情報局 (BND)、これの協力関係というのは、実はもう 1950 年代から始まっています。

スパイ物がお好きな方はご存じかもしれませんが、BNDの初代長官は、ラインハルト・ゲーレンという人物です。彼は実はナチ時代には国防軍の対ソ連諜報を指揮していた人物です。そのゲーレンの情報網というのは当然、ナチ時代のものに乗っかっているわけですので、BNDはナチの温床になっているというような指摘が早くからあります。こういったことも当然イスラエルの側は知っていますが、冷戦という枠組みの中で協力をすることになるわけです。

具体的には、モサドの工作員がドイツのパスポートの発行を受けて活動をする。これに対してドイツは、イスラエルがアラブ諸国の諜報にたけておりますので、そこから得られたソ連情報、ソ連の軍事情報を解析するという関係だったようです。

軍事協力は最初は武器供与で始まりますが、その後、範囲はどんどん拡大していきま

して、互いに軍需物質を輸出入するだけではなくて、例えば、将校レベルでの合同訓練であるとか、参謀の定期的な会談なども行われて現在に至っているようです。

最近よく取り上げられるのは、ドイツの潜水艦のイスラエルへの売却です。これも初めは無償です。完全に無償で2艦提供されまして、その後、建設費を折半したりとか、3分の1だけドイツが払うみたいな形で、これまでに6艦提供されています。これは皆、小型の潜水艦ですが、これが核兵器の搭載に使われているということは、いわゆる公然の秘密になっています。

この前、亡くなりました作家のギュンター・グラスは、数年前にイスラエルの核保有とドイツによる潜水艦の売却というのを批判しました。大きな論争がドイツで起きたんですけども、これも突発的に起きたことではなくて、実は非常に長い両国の協力関係というのが背景にあるわけです。

そもそも、われわれはあまり認識していませんが、ドイツはアメリカ、ロシア、最近中国がかなり上がってきていますが、これに次ぐ世界の兵器輸出大国です。この事実というのをやはり忘れてはならないと思います。

関係構築の成功：現実政治の要請から

両国関係をまとめますと、両者の関係構築というのが比較的うまくいった背景には、やはり現実政治の要請があったと思います。その要因は、やはり冷戦である。冷戦においてはドイツというのは、本当に国土が核戦争の戦場になる可能性があったわけですから、そういった枠組みにおいては、ドイツとイスラエルの和解というのも、西側の政治体制のあり方によっても方向づけられていた。したがって、両国はともに互いの利益に合致した現実的な政策を追求する中で、上から和解の枠組みが作られるわけです。その後、事後的に、市民レベルでの和解がついてくるという形だったと思います。

重要なのは、ドイツは罪を償うということ、物的な補償を超えた非常にトータルな行為として理解していたんだと思います。つまり、どういうことかといいますと、ヒトラーというのは、ユダヤ民族の壊滅を意図したわけですね。根絶やしにすると。だから、ドイツの罪の償い方の究極の形というのは、ユダヤ民族が存続していくことにある、こういった観点からすると、安全保障へ関与するというのは、もう必然とも言えます。

もう1つ指摘しますと、加害者だけでなく、犠牲者側の現実主義というのも非常に重要だったと思います。少なくともイスラエルに関しては、ドイツの謝罪のポーズであるとか、死者の栄誉だとかというような抽象論より、いまそこにある現実というのを重視してきた。

簡単に言えば、言葉より実をとったということになるんですが、つまり彼らにとって重要なのは、ユダヤ人の命が保障されることであって、生活が改善されることなのです。こうしたファンダメンタルズを、これを満たす部分でかかわってきたのがドイツだった。そういった意味では、両者の関係というのは、本当に唯一無比なのかもしれないと思います。

ここまでがドイツとイスラエルの国家としての関係として、ここからがドイツ国内のマイノリティとの共存というテーマになります。現在のドイツには約10万人のユダヤ教徒、ユダヤ人が暮らしております。ユダヤ・コミュニティ、ユダヤ人の信徒教会に登録していない人を数えますと、推定で20万ぐらいになると言われています。これは、ヨーロッパではフランスとイギリス、ロシアに次ぐ大きなユダヤ人コミュニティになっていまして、ドイツほど近年急激にユダヤ人社会が拡大したというケースはありません。

ユダヤ人にとってドイツは安全な場所に

ご存じのように、フランスはテロがありま

したので、フランスからはどんどんユダヤ人がイスラエルに移住しているんですけども、ドイツの場合は、実はイスラエルから逆にドイツに移住がみられます。それはなぜかということですが、端的に言って、ドイツがユダヤ人にとって安全な場所である、これに加えて、さまざまな政治的な配慮があるからだと思います。

歴史的な話をしますと、ホロコースト前のドイツのユダヤ人人口というのは、53万人ぐらいです。これが戦争が終わりますと、2万人ぐらいに減ってしまいます。30万ぐらい移住するからですが、その後、ドイツ統一まで大体2万から3万人の間を推移する。したがって、ドイツ統一以降に急激にふえているというのがわかりますね。では、それはなぜかということです。

ここで簡単に戦後ドイツでのユダヤ人コミュニティの歩みというのをみてみます。最初は、ドイツにユダヤ人が住み続けるということはないと全ての人は考えていたわけですね。生き残った人というのは当然移住するだろうというふうに思われていました。どちらにせよ、年老いたコミュニティでしたので、ほっておけば自然消滅するというふうに考えられていました。

しかし、実際にはドイツ人と結婚していた人や、東欧から流れ着いたホロコーストの生き残りが、2万人ぐらいドイツに居残る形になります。その理由は、移住先がみつからなかったとか、仕事が軌道に乗っているとか、主に個人的なものです。

こうした2万人程度の小さなコミュニティを取り巻くドイツ社会というのはどんな状況だったか。ユダヤ人に対する暴力というのは、敗戦後は規制されるんですけども、信条的には社会はナチ時代の延長線にあります。ですので、1950年代というのは、反ユダヤ主義的な事件が頻発する時期でして、これが根絶されていくのは、むしろ1960年代末の学生運動の後ということですね。

したがって、ユダヤ人の側としては、

自分たちは、殺人者の間で暮らしているという感覚を持っていて、将来的には非常に大きな不安があるわけです。そういったユダヤ人の後見人となってきたのがドイツ政府であったということが言えます。

ユダヤ人が住めることほどドイツ民主主義の証拠になるものはない

なぜかと言いますと、このユダヤ人社会は、ドイツ政府にとっては非常に大きな政治的な価値があります。といたすのは、戦後のドイツというのはナチズムから断絶した民主主義国家であると自称していますので、ユダヤ人でさえドイツに住めるということ、この事実ほどドイツの民主主義の証拠になるものはないのです。

また、アメリカなどもドイツのユダヤ人社会は、戦後ドイツの民主主義の試金石であるとか、リトマス試験紙であるということを行います。どういうことかという、反ユダヤ主義が克服されなければ、ユダヤ人は逃げていってしまうので、ユダヤ人がいるかいないかが民主主義のバロメーターになるという考え方です。

したがって、政府としては、ドイツからユダヤ人がいなくなってしまう事態は絶対避けたいといけません。したがって、国内のユダヤ人社会の維持、もしくは復活というものには非常に大きな政治的な価値があるということになります。

独政府のユダヤ社会への対応はアファーマティブ・アクション

私は、戦後ドイツ政府によるユダヤ人社会への対応を一言で表現するとするならば、歴史的な反省に基づくアファーマティブ・アクション (affirmative action) の政治であったと考えています。特定の集団に対して大きな不正がなされた場合、これを償う方法という

のは幾つかあるかと思うんですけれども、1つには、法的な意味での権利回復です。具体的には補償に当たります。

補償については、4回目のこの研究会で拓殖大学の佐藤先生がお話しになるそうなので、彼にお願いさせていただくわけですが、ほかには、政治的な優遇措置というのがあると思います。これがいわゆるアファーマティブ・アクションに当たります。この優遇措置というのは、法律で制度化される場合と、そうではなくて、社会的な合意に基づく一種の慣習としてなされる場合の2つのケースがあると思うんですけれども、ドイツの場合は、どちらともやってきたと思います。

制度としての優遇、これは後でみますが、主に入国管理に関するもので、社会的な合意に基づく優遇というのは、過去の克服を背景にして、ユダヤ人に対する配慮を基本的な合意として政治を行う、この政治文化にあったと思います。

ユダヤ人に対する配慮という基本的な合意に基づく政治というのは一体何のことかということなんです。これは、先ほど言いましたように、1950年代というのは、ドイツ社会というのは、ナチズムからまだ断絶できていない。実際に政治家というのは反ユダヤ主義的な人たちの票を取り合っている状況です。だけれども、政治的大前提としては、ナチズムの反ユダヤ主義というのを完全に否定する。

人間というのは、環境によってある程度条件づけられますので、政府が上から繰り返しナチズムを否定して、ユダヤ人への謝罪を述べ始めると、いつしかそれはある意味で社会の規範となっていくわけです。この規範から逸脱する行為というのは社会的に制裁されます。

ここに、ナチ世代が世代交代で退場していく。それが60年代の末なのですけれども、そうすると、最初はリップサービスでしかなかった歴史的反省というのが、それとユダヤ人への配慮というのが、だんだんドイツ政

治の本質として定着していくようになるわけですから、そうすると、少なくとも公の場で失言するような政治家というのが減っていく。

過去の克服を規範とする政治文化は1990年代までに完成

段階的な展開なのですけれども、大体1990年代ぐらいまでには、こうした過去の克服を規範とする政治文化というのは完成していたのではないかと私は思っています。

ここで政策上の配慮というものが具体的にどういう形であらわれてきたのかという点をみますと、これはユダヤ人を呼び戻す、もしくは呼び入れるということを通して、ユダヤ人社会の復興を促すというのが戦後ドイツの基本政策であったと思います。

憲法の基本法ですが、116条の第2項には、ナチ時代に迫害によってドイツ国籍を失った者や、その子孫が望めば、ドイツ国籍が再付与されるとあります。もしくは、単にドイツに居住地を定めるだけで、旧国籍者であれば、国籍を失った事実も存在しないとみなされることとなります。

ナチ時代の1941年ですけれども、ドイツのユダヤ人は、海外に在住している者はすべて国籍を剥奪されますので、こうやって基本法で国籍の再付与というのを定めるというのは、ある意味で当然の措置なわけです。

ただし、ここで重要なのは、ヒトラーに追い出された本人だけではなくて、ドイツユダヤ人の子孫にも国籍取得の権利を認めているという点なのです。つまり、時間がたってからでも、ユダヤ人が帰ってくる可能性というのを否定しない。

ちなみに、現在、テルアビブのドイツ大使館領事部には、毎年数千件のパスポート申請があるそうでした、2011年の段階では、7,800件だったそうです。つまり、これはナチ時代にドイツから移住して、後にイスラエル国籍者となった人の孫とかひ孫がドイツ国籍を求めているということになります。

ドイツは、原則二重国籍を認めていません。しかし、イスラエルは認めていますので、現実には起きていることというのは、イスラエル人がドイツ人としてヨーロッパに移住するというのが可能になっているのです。

いま、ベルリンは大体1万5,000人から2万人ほどのイスラエル人が暮らしていると言われていています。これはフランス人より多いのではないかという話なのですが、そのうちの少なからぬ部分は、多分ドイツ国籍も持ったイスラエル人であると思います。つまり、ドイツ国籍を持つというのは、EUパスポートを持つということで、EUのどこでも住めますし、労働できるということですので、非常に価値が高いのです。

ちなみに、日本との比較を在日社会を例にお話しします。日本の場合には、サンフランシスコ講和条約により、国籍を離脱した朝鮮人の方は、特別永住者として在留資格を取れる、その子孫も取れます。違いは、これは国籍に対する権利ではないということと、一度日本から出てしまっている朝鮮人の方というのは、もう取れない。特別永住者の資格も持っていないということになります。

再度1950年代に戻りますと、ユダヤ人の帰国については、憲法に明記された権利として位置づけてきた。しかし、終戦から10年ほどは、ユダヤ人の帰国というのは全然進みません。それは、やはりドイツで安全が保障されているというふうには思えなかったし、補償制度も十分ではなかったからです。

この状況が変わり始めるのが、1956年に連邦補償法が公布されてからになります。この法律においては、ドイツに帰国する者、ドイツに居を構える者に対して、継続的な補償とは別に、6,000マルクの支度金を出すと定めています。

この6,000マルクというのは、当時、小さい額ではありませんで、これを機に、ドイツ国外に移住していたユダヤ人たちの帰国がふえてくるのです。どういう人が戻ってくるかということ、やはり移住先で経済的に確立で

きなかった人が多くて、主にイスラエルとか南米からの帰国者だったようです。北米からはほとんど帰ってこなかった。

数としては、ナチスドイツを追われて海外に脱出したユダヤ人は大体 30 万人ぐらいですけれども、これの 4% ぐらいです。1 万 2,000 から 1 万 5,000 人ぐらいが帰国したと言われています。ただし、先ほど言いましたように、経済的に非常に脆弱な人が多かったもので、彼らの生活の支えとなったものは、まさに補償だったわけです。

その後、ドイツは各国の政治的な迫害であるとか、政治不安を逃れてくるユダヤ人の避難先として機能します。例えば、1956 年のハンガリー動乱であるとか、1968 年にはポーランドからユダヤ人が追放されるのですけれども、彼らを受け入れたりとか、あとイラン革命のときにも、やはり小規模な集団がドイツに逃げてきています。

ご存じのように、ドイツには政治的な亡命者に対する庇護権というのが基本法できちんと定められていますので、迫害から逃げてくるユダヤ人を拒否することというのは不可能なわけです。したがって、逆説的にも、もしくは当然とも言えますが、ヒトラーの国であったドイツというのは、実は、戦後はユダヤ人には最も安全な場所となっていたということになります。

さて、1990 年代にユダヤ人の人口が急激にふえたと言いましたけれども、これはなぜかという、ソ連崩壊後に大量のユダヤ人の移住があったからです。旧ソ連地域における反ユダヤ主義の高まりというのが理由になっておりまして、1991 年から 2004 年の間に約 20 万人の旧ソ連邦のユダヤ人がドイツに入学しています。

法的にどういった根拠があったのかというと、難民として受け入れられているのです。「分担難民法」というのがもとからドイツにはありまして、これはジュネーブの難民協定に準拠しているのですけれども、その国内版なのです。これに準拠させて、難民として

受け入れるという形をとっています。

ただし、思い返していただきたいのは、共産主義体制が崩壊した後、旧ソ連の領域から大量の経済難民が発生しています。こうした経済難民のロシア人はドイツは要らない。だけど、ユダヤの出自であれば、これを証明することができれば、認めるという非常に選択的な移住許可になっています。したがって、その意図というのは明らかでして、国内のユダヤ人社会の強化というところにあります。

この結果、ドイツのユダヤ人社会は 90 年代に大発展を遂げまして、メンバーが非常にふえましたので、コミュニティ側の負担というのも増大するのです。

在独ユダヤ人中央評議会の特別扱い

ドイツには、在独ユダヤ人中央評議会、「中央評議会」と略して呼んでいますけれども、これがユダヤ人を代表する組織として存在します。この団体は、2003 年に連邦政府と国家協約というのを結んでおります。この国家協約とは何かというと、ドイツ国家と教会の関係性を明確にするものでして、ユダヤ教会のほかには、例えば過去にはカトリックとプロテスタントの両キリスト教会と同じような協約を結んでいます。

この協約の前文を読みますと、その意義が述べられています。ここにまさにドイツ国家による国内のユダヤ人に対する基本的な姿勢というのが表明されていると思います。ちょっと読んでみます。法律の文章なので、ちょっと回りくどいのですが、「ユダヤ系市民が 1933 年から 1945 年の間に耐え忍んだ計り知れない苦痛にかんがみ、ドイツ国民はドイツにおけるユダヤ人の生活に対し特別な歴史的責任を有すると意識し、ドイツにおけるユダヤ人の生活再建を支援し、ユダヤ教徒共同体との友好な関係を強化し、これを深めるという願いに基づき、連邦政府は在独ユダヤ人中央評議会と以下の協約を締結する」。

こういうふうに書かれておりまして、具体

的に何が決まったかという点、毎年、国から中央評議会は300万ユーロ、これは2003年の段階ですけれども、これを補助するということが決められました。300万ユーロというのは、1ユーロ130円で非常に簡単に計算しますと、3億9,000万円ぐらいです。この額は、実はその後の改定があるたびにどんどんふえていきまして、現在では年間1,000万ユーロ、約13億円になっています。

当然、ユダヤ人の団体が公的な存在から受ける補助というのはこれだけではなくて、ユダヤ信徒団体というのは公法上の団体ですので、国だけではなくて、州のほうからも補助を受けます。これに加えて、登録している信者の所得税の一部というのが自動的にコミュニティの側に直接行くというようなシステムになっていますので、財政基盤というのが非常にしっかりしているということができる。

こういった国家との協約であるとか、税金徴収のシステムというのは、ドイツのイスラム団体とドイツの間には存在しておりません。

ドイツに行かれますと、どの都市にも実に立派なシナゴグがあって、大きなコミュニティセンターというのがあるんですけども、そういうものをみまると、ドイツ人とユダヤ人の共存する多文化社会というのが実現されているようにみえます。

ただし、これは戦後、一貫して行われてきたユダヤ人共同体に対する政治的、経済的なてこ入れの結果であると言えます。

ちょっとつけ加えますと、入国管理の点なのですが、入国管理上の優遇というのは、実は2005年にドイツが移民法というのを公布しまして、移民国家へのかじを切っています。これ以降は、ユダヤ人も、原則はほかの移民と同じように帰化手続を経ていくというふうになっていますが、よくよくみると、これは原則であって、実はさまざまな配慮が存在するのが行政の実務ということになってい

ます。

つまり、戦後ドイツにおいては、過去への反省に基づくユダヤ人への配慮というのが基本合意としてあった。しかし、これは規範化されていくと、やはり非常に形骸化します。反省も繰り返すと、単なるリップサービスになってしまっていて、反ユダヤ主義を否定するためだけの反・反ユダヤ主義、あえて言うと親ユダヤ主義ですね、アンティセミティズム (anti-semitism) の反対のフィロセミティズム (philo-semitism) という言葉があるんですけども、親ユダヤ主義へと変質してしまいます。こういう状況になってくると、ユダヤ人への特別な配慮を、ユダヤ人の特権であるというような言説が生まれてくるわけですね。

きょうの話を締めくくるものとしては、マイノリティの「特権」、これは括弧入りですけども、「特権」という言説について、ドイツのユダヤ人のケースで考えたいと思います。

現在の日本で、いわゆる在日特権みたいなデマがネット上に溢れていて、ときには政治家さえもそれにくみしているという現状があります。「特権」というのは2つの特性があると思います。1つには、当たり前ですけども、これは比較の概念です。比較の中でのみ成立する概念で、特権がある集団と、ない集団というのが想定されています。

2つ目には、括弧付きの「特権」。客観的な基準ではない、主観的に定義されるもの。つまり、現実にもそうであるかとか、実態があるかというのは別の次元の話でして、特定の集団がほかの集団には認められていない権利を認められていると「感じられる」場合、そういうときに「特権」という表現がなされると私は思います。

その背景にありますのは、その集団が持っている権利が正当性を欠くというふうに認識されているためだと思われます。逆に、その権利が正当なものであると思われるのであれば、「特権」という言葉は使われな

いわけです。「特権」というのは、非常に振幅のある概念でして、伸び縮みするので非常に利用しやすいというわけです。

では、ユダヤ人に対するこうした戦後の特別な配慮というのを、ドイツ人は「特権」とみなしてきただろうか。もしこれが「特権」と呼ばれていたのであれば、これは誰が特権のない人として想定されていたのかをやっぱりみないといけないわけですね。

ユダヤ人の「特権」言説

ドイツにおいて、ユダヤ人の「特権」という言説は、90年代の後半から徐々に表面化してきています。その背景には、社会の中で過去の克服が進みましましたので、歴史への反省というのが一種の国家イデオロギー化してきて、全面に押し出されるようになったことがあると思います。

実際に、一部のユダヤ人のメディアへの露出というのは非常に高かったというのも事実です。例えば先ほどお話ししました中央評議会の会長は、ドイツ政治へのご意見番役、こういった役割を担いました。例えば、ネオナチの活動があったりとか、排外主義があったりすると、ドイツの右傾化に対して警鐘を鳴らすという役割を果たしてきたのです。ドイツ統一のころというのは、ネオナチによるゾーリングンでの事件だとか、たくさん外国人に対する攻撃がありましたので、そういったところでもかなりの注目が集まりました。

実際、ドイツ首相の外遊に中央評議会の会長が同行するようなこともあります。これはドイツ政府とユダヤ人が良好な関係を持っているということを強調することによって、外交的な利益にもなります。また国内的にはユダヤ人に対する配慮、つまり過去への反省というのを規範化する、規範を強化していくというメリットがある。

ただし、いかなるアフーマティブ・アクションも、やっぱり一定の期間を過ぎると「特権」という批判が出てくるというのは、

アメリカの対黒人政策をみれば明らかだと思います。

例えばですが、1990年代末にはブービス・ヴァルザー論争というのがありました。これは作家のマルティン・ヴァルザー、まだ存命しておりますけれども、彼が文学賞の受賞講演で、テレビをつければホロコーストばかりで、ユダヤ人が道徳のこん棒を振り回している、こういう状況はもううんざりだ、というふうに言ったのです。

これがきっかけで、当時の中央評議会の会長のブービスと論争になったものなのです。このヴァルザーの発言というのは、実は、ドイツの実に広範な支持を得ました。つまり、ドイツ人が実は口に出せないけれども、長く思っていたことを言ってくれた、しかもインテリが言ってくれた、ということだったわけです。

ここにみられる補償問題で、ユダヤ人は金銭的な利益のために過去を利用しているという、批判というより非難がありまして、これは実に長い歴史があります。例えば、1994年の調査では、ドイツ人の約4割が、ユダヤ人はホロコーストを利用している、というふうに答えています。2002年には、何と2人に1人が、ユダヤ人は過去を引き合いに出して補償をせしめているというふうに考えていたわけです。いわゆる「ホロコースト産業」が存在するという言説です。

ここでは、犠牲者が犠牲者性を前面に押し出すことで、実はかつての犠牲者と加害者の入れかわりが起こってしまうというような構図に基づいています。これは、実は加害者側の常套句であります。アフーマティブ・アクションを批判する言説というのは常に入れかわりの構図に基づいているのですけれども、例えば日本のケースだと、同和利権への批判であるとか、在日特権という物言い自体とも非常に共通していると考えることができます。

ユダヤ人の「特権」はドイツ人の沈黙の裏返し

ユダヤ人の特権言説というのは、裏からみ

たとき、誰が特権のない人々として想定されているのかといいますと、みずからの犠牲については声を大きくして語れないドイツ人であったと思います。

ご存じのように、ドイツは戦後、東欧からドイツ系の人々が大量に追放されました。国内でもドレスデンの戦略爆撃がありまして、民間人の死者というのがかなりあったわけです。特に追放された人については、彼らが東欧に残してきた財産というのは完全に放棄させられています。

こういった、いわゆる自分たちの側の犠牲について、ドイツ人が語り始めるというのは2000年以降の話です。つまり、当時、ユダヤ人の「特権」というのは、ドイツ人の沈黙の裏返しであるというような理解があったのだと思います。

では、2015年のいま、この「特権」言説はどうなっているのかということです。この点は、少し話が拡大しますが、数百万人のドイツ国内のイスラム移民との関連でみていく必要があります。ご存じのように、ドイツ最大のマイノリティというのはユダヤ人では全然なくて、トルコ人なのです。彼らの場合ですと、ユダヤ人と全く違っていて、入国管理上の特別な措置があったということはないです。実際、トルコ人の場合、ほとんどがずっと外国人のままでしたから、政治的にも発言権というのは非常に弱かったわけです。

ここにおいて、ユダヤ人への配慮という戦後ドイツの不文律は、もう1つのマイノリティの集団であるトルコ人に対して、一種のダブルスタンダードとなってきたというのは事実だと思います。

ドイツの反ユダヤ主義：イスラム教徒の反イスラエルと重なる

実際に、現在のドイツの反ユダヤ主義というのは、ドイツの右翼の中から出てきているというよりは、イスラム教徒の反イスラエル

というのと大きく重なっています。ユダヤ人は、ホロコーストだとか、反ユダヤ主義というのを引き合いに出して、ユダヤ人とかイスラエルへの批判を封じているという認識が、彼らの中で非常に強くなってきています。

ただし、イスラム移民の反イスラエルと反ユダヤというのは、厳密には区別されておりません。例えばドイツのイスラム移民がイスラエルのガザ攻撃への反対のデモをしたりすると、そこでは「シオニズム反対」とかというのと同じ場所で「ユダヤ人をガス室へ」という言葉が出てくるわけです。

ドイツの側は、ドイツ人の社会というのは、過去を真摯に反省してきて、取り組んできたという自負があるのです。これが一種、国家的なイデオロギーになっている感じかもしれませんが、そういう自負がある中で、イスラム移民というのは、実は歴史を共有していない。歴史認識という点では、価値観を共有していない。イスラム移民は、ドイツ人とユダヤ人が戦後ともに築いてきた和解の言語、これを必ずしも共有していない、そういう一種、異質な存在として現在認識され始めていると思います。

最近、ドイツの反イスラム団体であるペギーダの活動というのがメディアでよく取り上げられています。これは私の意見ですが、これは何もイスラム過激派のテロのせいだけではなくて、多分にユダヤ人とトルコ人に対するドイツ人の側からのダブルスタンダードというのがかかかってきていると思っていますが、これはまた別の機会にお話しできたらと思います。

最後に、結論としては、では、どうしてドイツとユダヤ人の和解というのがうまくいったのかということ再度整理します。1番目に大前提として、全面的なナチズムの否定とホロコーストへの責任の受け入れというのがドイツ側にあった。

2番目は、冷戦の枠組みの中で和解という方向性がドイツ人、ユダヤ人、両者のニーズに合っていた。

そして3番目に、国内のユダヤ人への配慮というのが教育的、政治的な観点から非常に重要であり、またこれが戦後ドイツの政治アイデンティティそのものとなってきた。これは1990年代以降の話になっていますが、こういうふうにまとめることができるのではないかと思います。

一言で言いますと、ドイツとユダヤの和解というのは、両者が実利をとって、非常に現実的な判断を繰り返してきた結果、現在に至っているというふうに思います。

つまり、日本だと、和解というと、どちらかの側がすごく努力しないといけないとか、延々と謝罪を述べないといけないとか、我慢しないといけないみたいな精神論になりがちです。本来、和解というのはウィン・ウインの関係であるべきであったのではないだろうかというのが、日本のケースを頭に置いた場合の私の意見ということになります。

ご清聴ありがとうございます。（拍手）

司会 大変示唆に富むお話を伺いました。

それでは、早速、皆さんのほうから質問を受けたいと思います。

質問 ドイツとユダヤ人のお話、非常によくわかりました。

ドイツ人はナチが政権をとって、ナチがやったというので、ナチス党の犯罪を謝るということですね。

日本は、周りの国への進出というのを国是というような感じで、最終的には日本は軍部がやったんだと。こういう考え方についてどう思われるのか。

ドイツは、ソ連などに侵攻して大勢殺していますし、ユダヤ人以外にもものすごい被害を与えていますね。これとの関係はいかがでしょうか。

ナチ体制は国民合意に基づいた体制だった

武井 ドイツでも、ナチの犯罪であるという主張は、戦後初期はずっとされていました。

だから、基本的には国防軍も関係がないし、犯罪的であったのはヒトラーとその巻きプラス親衛隊のあたりまでというのが広い認識だったのです。

ただ、これは歴史研究がどんどん進み始めますと、もっと広範な参加があったという認識へとどんどん移っていきました。現在は、ナチ体制というのは国民の同意に基づいた体制であったというのが歴史研究の常識になっています。

どういうことかということ、それは殺した人間だけではなくて、例えばユダヤ人の財産を、彼らが出ていくことでそれを手に入れた人たちであるとか、ユダヤ人が会社から首になることで、そのポストを手に入れて、どんどん昇格していった人であるとか、非常に広範な参加のもとになされた体制であるという認識になってきています。日本の場合軍部だけが責任があるということについて、私はそこまでコメントできるほど資格がないわけですが、ドイツにおいては、ごく一部の犯罪であったという認識はもう通用していません。

ほかの犠牲者についてですが、これはご質問の意図に合うかどうかわかりませんが、やはりホロコーストというのを前面にしてきたのは戦後ドイツですので、例えばホロコーストの被害者600万人に対して、ソ連の民間人の死者のほうが多すぎるという事実はほとんど語られないんですね。そこには一種のダブルスタンダードが働いていると思います。

ただし、これは冷戦の基準だったと思います。ユダヤ人の場合は、西側に統合するうちの一要素であったんだけど、その外の東欧の人たち、ソ連の人たちというのは、共産主義の崩壊まで視野に入っていなかった、ということができないんじゃないでしょうか。

質問 先ほど、ユダヤ人の「特権」についての説明がありました。ある集団が別の集団に認められていない権利を認められている場合、それが正当であれば「特権」ではない

ということなんですね。

そうすると、武井さんのお考えでは、ユダヤ人が認められている他の集団よりも優遇された権利、これは「特権」ではないというふうにお考えなんでしょうか。

武井 「特権」という言葉はすべて括弧入りで、視覚的にはそういうふうに使っているんですけども、「特権」であるかと私が考えるかということですか。非常に難しい問題ですけども、やはり非常に大きな歴史的な不正がなされた場合、これを償おうとしたら、ある程度のダブルスタンダードは必要だと私は思います。それがないと、追いついていけないと思います。

それは、正当だと思われる場合は、「特権」という言い方をされないし、実際にドイツは「特権」という言い方をずうっとしてこなかったのです。ある時点からだんだん「特権」言説というのが出てくるというのは、やはりアフーマティブ・アクション、アメリカのケースでもそうですけれども、ある程度の期間が過ぎると、負の面が前面に出てくると感じられるようになってきます。そうすると「特権」言説化していくんですね。

私は、基本的には、国籍を剥奪された人が帰国して国籍を取り戻すというのは「特権」でも何でもなく、単なる普通の権利ですし、問題はないと思うんです。例えば、90年代のソ連からのユダヤ人の移住の際は、ユダヤ系であるということが移住認定の条件になっているんですね。

話はまた別になりますけれども、ソ連崩壊後、国家的に承認されて入ってきた集団は2つありまして、1つが東欧のドイツ系の人々です。ソ連のドイツ系の人とか東欧のドイツ系の人です。ここにユダヤ系の人というのが並んでいるのです。その他の経済的な難民というのは排除されているわけですから、一種の「特権」であったと思いますけれども、これは国家が、もともとドイツにはたくさんのユダヤ人がいたのに、いなくなってしまったので、それをもう少し復活させようという政

策的な意図でもってやっているのだ、と言えば、それは「特権」とはあまり認識されないのではないかと思います。

ただし、ここで「特権」言説をみるときに必要なのは、第三者で、ドイツ人とユダヤ人とそうでない人たちで、トルコ人の側からみたら、これはもうまさに「特権」なんだろうんです。だけど、ドイツ人がそういうふうを考えているかどうかはまた別です。

私の個人的な意見は、自分の身を置く場所によるというところでしょうか。

質問 特に安全保障面について興味があるんですけども、当時、つくろうとしていた欧州防衛共同体にドイツが制限つきながら主権を回復して、それに参加するということと、イスラエルに対する補償をしなさいということの条件づけ、これは、例えばアメリカがドイツに言っていたとか、フランスが言っていたとか、そういったことはあるんでしょうか。

武井 資料の面からということですね。

質問 そうですね、誰かが公の場で言ったとか、あるいは当時は秘密にやっていたけれども、その後、外交文書で明らかになったとか。

武井 私は主にユダヤ人側の資料をみる者なんですけれども、そういう中では、その関連性というのは非常に明確に語られていて、特にアメリカのユダヤ人団体が、アメリカの政府などに働きかけるときは、その補償問題と防衛の問題というのは明らかにリンクさせているんですね。

ですので、そういったものに対する回答なんかをみますと、アメリカは当然、補償しないと防衛共同体に入れない、などということは言いませんけれども、それは暗黙の了解としてあったと思います。そういった方向から資料を探せば、それは多分出てくると思います。ただ、オフィシャルなものとしては出てこないと思います。

司会 最後は、私からお聞きします。

今日のお話のキーワードはリアルポリテ

イック (real politik) だと思っんです。冷戦も終わって、ドイツとイスラエルの間の関係というのは、いろんな意味で変質しています。ドイツもヨーロッパの中での位置づけが、いまや非常にパワフルな国としてあって、イスラエルはイスラエルでネタニヤフ政権のもとで、ちょっとアメリカとの距離がある。それぞれの国の立ち位置が少し変わっていく中で、このリアルポリティックという考え方を両国が今後も続けるならば、ドイツとイスラエルの二国間関係は今後、どういうふうに変化していくんでしょうか。

一方で、最後におっしゃられたように、イスラム移民、トルコ人のことがあって、イスラムというか、アラブというか、その辺が非常に大きな存在感を増していると思っんです。そういう要素がドイツの中でのリアルポリティックとして入り込んでくるとするならば、先生がここまでお話しになられた、こういった枠組みというのは、少し変わっていくかざるを得ないというふうに考えたらいいんでしょうか。

二国間関係は過渡期：ノーマルな関係の時代が来る

武井 まさにそうだと思います。いまは過渡期にもうすでに入っていると私はみています。これから多分、ノーマル化の時代が遅かれ早かれ来ると思っますね。いままで、特にパレスチナ問題については、ドイツは発言しないというのが一種の不文律として存在していたと思っます。

ただし、水面下では、イスラエルの政策というのはドイツの目指している方向とは違うということは繰り返し表明していたようです。例えば、潜水艦の話をしましたけれども、潜水艦の売却を決める際に、イスラエルの側に、例えば入植地の建設を断念させるだとか、こういったものとリンクさせて、ドイツ的な中東政策というものを食い込ませていっているようですね。

ですので、これからテロの問題もありますし、国内のイスラム移民の過激化というのが現実問題として出てきていますので、変わっていくと思っます。どういうふうに行くかという、やはりイスラエルに対する特別な配慮というのは徐々に姿を消していくのではないかと思っますが、まだ具体的な段階には至っていないと思っます。

司会 ありがとうございます。非常に中身の濃い議論ができたと思っます。包括的で歴史的なお話を伺って、大変感謝しております。

先生は、この日本記者クラブのゲストブックに先ほど非常に力強い字で「想像力」というお言葉をお書きになりました。これはどういう意味になるんでしょうか。

武井 もう、戦争だとか、本当の体験をした人というのはどんどんいなくなりますので、そのギャップを埋めるものというのは想像力でしかなくなっていくだろうというふうに思っています。どれだけ当時の人々の心に沿えるかとか、そのときの痛みとかを想像できるかというのが重要になってくるのかと思って、書きました。

(文責編集部)